

令和2年6月15日
福祉部福祉課
生活支援部保護第一課・保護第二課

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成27年4月1日施行）第13条第1項第2号「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」及び同項第3号「当該債権について消滅時効が完成したとき」に基づき、それぞれの債権により、債務者が破産手続開始の申立てをし、裁判所より免責許可決定を受けた債権及び10年の消滅時効が完成した債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
女性福祉資金貸付金	996,800円	2件	令和2年3月31日
生業資金貸付金	1,163,740円	1件	令和2年3月31日
合計	2,160,540円	3件	